

情報・システム研究機構機構長特別補佐に関する規程

〔 令和5年3月2日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構組織運営規則第14条の3第2項の規定に基づき、機構長特別補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 機構長特別補佐は、機構長が指示する特定の業務を遂行し、機構長を補佐する。

(任命)

第3条 機構長特別補佐は、機構長が指名する職員をもって充てる。

(任期)

第4条 機構長特別補佐の任期は、機構長が定める。ただし、当該任期の末日は、指名する機構長の任期の末日を超えないものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、機構長特別補佐に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。